

プラスチック資源循環小委員会の設置について

令和 2 年 4 月 6 日
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 循環型社会部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、プラスチック資源循環小委員会を置く。
2. プラスチック資源循環小委員会は、プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月 31 日決定）に基づきプラスチックの資源循環に係る具体的な施策のあり方について審議する。
3. プラスチック資源循環小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、循環型社会部会の決議とすることができる。